

監 査 報 告 書

令和 5 年 5 月 17 日

社会福祉法人 世田谷共育舎
理事長 渋川峰夫 様

監事 藤本 毅郎



監事 富山 大士



社会福祉法人法 40 条および社会福祉法人世田谷共育舎 定款第 18 条に基づき、令和 2 年度の監査結果について、次のとおり報告します。

なお、指導事項については早急に改善し、その結果について報告してください。

- 1、実施日時 令和 54 年 5 月 15 日（月）～ 5 月 17 日（水）の期間
- 2、実施場所 藤本毅郎監事 会計経理に関する監査 藤本毅郎税理士事務所
決算に関わる書類を郵送し監査を実施
富山大士監事 保育所運営に関する監査（5 月 15 日 10：30 より）
芦花の丘かたるば保育園にて実施
- 3、立会人 芦花の丘かたるば保育園園長兼理事 中村淳子
- 4、監査結果および内容

	監査事項	意見（該当項目に○）	指摘事項
1	法人理事の業務執行の状況	① 適正 2、おおむね適正 3、一部改善を要する	
2	法人の会計管理、財産管理の状況	① 適正 2、おおむね適正 3、一部改善を要する	
3	法人内保育園運営状況	① 適正 2、おおむね適正 3、一部改善を要する	
監査項目の具体的内容		別紙参照	

* 監査結果の具体的事項について必要がある場合は別紙にて示します。

令和5年5月27日

捕捉説明

社会福祉法人 世田谷共育舎
理事長 渋谷 峰夫 様

監事 藤本 毅郎

令和4年度（自令和4年4月1日 至令和5年3月31日）の会計に関する監査手続の捕捉説明は下記の通りです。なお、本書は監査報告書ではありませんので、念のため申し添えます。

記

1、監査の方法について

予算の執行状況及び財産の状況について、理事会等にリモート出席することで説明を聴取し意見を述べました。また、決算について、決算書類・会計帳簿等を令和5年5月17日に法人本部（用賀なのはな保育園）にて確認致しました。

監査にあたっての疑問点は各園長に説明を求め全て解消しました。その結果、法人本部・用賀なのはな保育園（深沢分園含む）・さくらの木保育園・芦花の丘かたるば保育園の各拠点区分の会計について、監査報告書に記載すべき重大な事項はありませんでした。

なお、令和3年度の監査に際し感じた問題点については、令和4年度以降においても、継続的な検討と適切な対応が図られているものと考えております。

2、今回の監査で感じたこと

【用賀なのはな保育園・さくらの木保育園・芦花の丘かたるば保育園 共通】

○障害者雇用納付金について

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、障害者法定雇用率未達成の事業主に対する納付金の支払いがありました。事業の性質上、障害者雇用へのハードルもあると思われませんが、ノーマライゼーションは社会において重要な理念と考えられます。今後、障害者雇用にどのように向き合うべきか、法人として検討が必要であると思えます。

以上